

規制緩和に関する取り組み状況等について

令和5年度中にご意見をいただいたものについて、制度等の現状、取り組み状況を回答します。

No	ご意見	対応の分類	制度等の現状 (関連する法令がある場合は法令名を記載してください)	対応の概要
1	<p>【1】現在使われていない県有施設が放置された状態であるが、今後の活用見込みなどはどうなっているのか。</p> <p>【2】県は県有施設の在り方を、丁寧にしっかり地域住民に説明、意見交換をして、具体的な対策を書面に残す必要がある。</p>	<p>①直ちに 対応、検討 可能</p> <p>②中長 期的に 対応を 検討</p>		<p>【1】ご相談いただきました県有施設については地元協議会への貸付に向けて、建物内の修繕等を進めているところです。また、引き続き職員による定期的な現地確認などを行い、敷地の除草や屋根雪除雪等の維持管理に努めてまいります。</p> <p>【2】施設、設備の老朽化が進んでいることから、地域の方と相談しながら今後の活用方法を検討してまいります。</p>
2	<p>特定疾患医療受給者証更新の提出書類が多く、一人暮らしの高齢者では更新手続きが難しい。</p> <p>【1】マイナンバーカードを活用して更新書類1枚で済むようにしてほしい。</p> <p>【2】医師の診断書は病院からメールで送付できるように簡素化してほしい。</p> <p>【3】毎年の更新は手間であり、3年に1回の更新でもいいのではないか。</p>	②中長 期的に 対応を 検討	【1】現行は、マイナンバーで省略できる書類は課税証明書のみとしており、その他の書類は紙で提出いただいています。	将来的に申請者のご負担を軽減するため、提出書類の省略について引き続き検討してまいります。 現在は、全ての情報がマイナンバーで照会可能ではないこと、情報が照会できなかった場合に改めて書類を提出してもらう必要が生じること、申請者から情報照会先について聞き取る困難さ等を考慮した結果、省略できる書類を課税証明書のみとしています。
		③対応、 検討 不可	【2】「難病の患者に対する医療等に関する法律」第六条において、支給認定を受けようとする指定難病の患者又はその保護者は、指定医の診断書を添えて、居住地の都道府県に申請をしなければならないとされていることから、申請者は医師から診断書を受け取り、申請窓口へ提出することとなっています。	国の定めにより、申請には診断書原本の添付が必要となっており、メールでの送付とすることは困難ですが、医療機関へ診断書を受け取りに行くことが難しい場合は、個別に医療機関へご相談いただく等の方法が考えられます。
		③対応、 検討 不可	【3】国の「特定医療費支給認定実施要綱」の第5（5）において「支給認定の有効期間は1年以内とすること」とされていることから、更新は1年ごとに必要となっています。	更新期間は国の定めによるため、県で運用を変更することはできませんが、いただいたご意見については機会をとらえて国にも伝えてまいります。

No	ご意見	対応の分類	制度等の現状 (関連する法令がある場合は法令名を記載してください)	対応の概要
3	<p>・富山県岩石採取計画認可事務取扱要領においては、岩石採取計画の認可期間は原則3年とされている。しかしながら、3年で終了するような山砕石開発は一般的とは言えず、多くは3年超の期間を要し、変更認可申請を行って認可期間の継続(延長)を受けているところがほとんどである。</p> <p>・この認可期間3年を現状に即し、より長期に緩和いただきたい。</p> <p>・なお、国が編集する採石法の逐条解説書でも「5年程度が適当」と記載されている。</p>	②中長期的に対応を検討	<p>富山県岩石採取計画認可事務取扱要領にて、岩石採取計画の認可期間を3年と定めています。</p> <p>ただし、次の基準のすべてに該当し、採掘方法および災害防止対策等に問題がないと認められる場合には、特例として5年以内とすることができます。</p> <p>(1)現在受けている認可期間について3年以上の期間が認められており、かつ岩石採取計画の変更に係る申請書を提出期限内に提出していること。</p> <p>(2)現在受けている認可期間中に、当該採取場の業務管理者等が富山県山砕石開発協同組合の主催する講習会等を毎年受講していること。</p> <p>(3)現在受けている認可期間中に、採石作業に伴う重大な人的被害が発生していないこと。</p> <p>(4)現在受けている認可期間中に、採石業に起因する災害(騒音、粉塵、振動、水質汚濁等周辺に被害を及ぼすもので対策措置を要するもの)が発生していないこと。</p> <p>(5)現在受けている認可期間中における法第42条の規定に基づく岩石採取場立入検査において、法第34条の6に規定する指導及び助言に対して、すみやかに対策を講じていること。</p> <p>(6)現在受けている認可期間中に、岩石の採取に際し関係法令による監督処分を受けていないこと。</p>	他県の状況や認可期間を延長することによる災害防止対策等への影響など踏まえて検討してまいります。
4	<p>指名競争入札における出場入札の機会の削減</p> <p>電子メール等で提出可能である書類の対象範囲を拡大していただいていることから、入札につきましても簡素化の観点からご検討いただけますと幸いです。</p>	②中長期的に対応を検討	<p>行政手続きのオンライン化を進めており、令和4年7月に「とやま電子入札共同システム」を導入しました。</p> <p>電子入札の対象・基準については入札内容(物品・工事・役務)により、担当部署がそれぞれ要項を定めています。</p>	富山県ではDX・働き方改革推進基本方針に基づいて、申請手続のオンライン化等の行政のDXを積極的に推進することとしており、より多くの申請のオンライン化が進むよう検討してまいります。